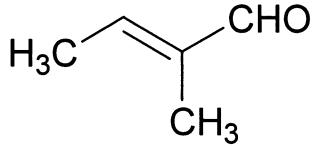
第２のＤの２－メチルブチルアルデヒドの目の次に次の１目を加える。

trans－２－メチル－２－ブテナール
trans－２－Methyl－２－butenal
（*E*）－２－Methyl－２－butenal



C_5H_8O　　分子量　84.12

（２*E*）－２－Methylbut－２－enal　［497－03－０］

含　　量　本品は，*trans*－２－メチル－２－ブテナール（C_5H_8O）97.0%以上を含む。

性　　状　本品は，無色透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験　⑴　屈折率　n_D^{20}＝1.445～1.450

⑵　比重　d_{20}^{20}＝0.866～0.873

⑶　酸価　3.0以下（香料試験法）

定 量 法　本品のアセトン溶液（１→10）を検液とし，香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件⑵により定量する。ただし，カラムは内径0.25～0.53㎜，長さ50～60ｍのケイ酸ガラス製の細管に，ガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコールを0.5～１μmの厚さで被覆したものを用い，カラム温度は，50℃で15分間保持し，その後毎分10℃で昇温し，230℃に到達後，27分間保持し，流量は，被検成分のピークが10～30分の間に現れるように調整する。検液注入後，０～60分の間に現れるすべての成分のピーク面積の総和を100とし，それに対する被検成分のピーク面積百分率を求め，含量とする。

第２のＦの添加物１般の目の表の第１欄中「サッカリンナトリウム」を「サッカリンカルシウム及びサッカリンナトリウム」に改める。

第２のＦのアリスアルデヒドの目の次に次の１目を加える。

（３－アミノ－３－カルボキシプロピル）ジメチルスルホニウム塩化物

（３－アミノ－３－カルボキシプロピル）ジメチルスルホニウム塩化物は，着香の目的以外に使用してはならない。

第２のＦの２－ヒドロキシ－５－メチルピラジンの目の次に次の１目を加える。

２－エチル－６－メチルピラジン

２－エチル－６－メチルピラジンは，着香の目的以外に使用してはならない。

第２のＦのサッカリンの目の次に次の１目を加える。

サッカリンカルシウム

サッカリンカルシウムは，アイスクリーム類（原料たる液状ミックス及びミックスパウダーを含む。），あん類，海藻加工品，菓子（原料たる液状ミックス及びミックスパウダーを含む。），魚介加工品，ジャム，しょう油，シロップ，酢，清涼飲料水，ソース，つくだ煮，漬物，煮豆，乳飲料，乳酸菌飲料，はっ酵乳，氷菓（原料たる液状ミックス及びミックスパウダーを含む。），フラワーペースト類（小麦粉，でん粉，ナッツ類若しくはその加工品，ココア，チョコレート，コーヒー，果肉又は果汁を主要原料とし，これに砂糖，油脂，粉乳，卵，小麦粉等を加え，加熱殺菌してペースト状とし，パン又は菓子に充てん又は塗布して食用に供するものをいう。），粉末清涼飲料及びみそ，これらの食品以外の缶詰又は瓶詰食品並びに特別用途表示の許可又は承認を受けた食品以外の食品に使用してはならない。

サッカリンカルシウムは，サッカリンナトリウムとして，こうじ漬，酢漬及びたくあん漬の漬物にあってはその１kgにつき2.0ｇ以上，粉末清涼飲料にあってはその１kgにつき1.5ｇ以上，かす漬，みそ漬及びしょう油漬の漬物並びに魚介加工品（魚肉ねり製品，つくだ煮，漬物及び缶詰又は瓶詰食品を除く。）にあってはその１kgにつき1.2ｇ以上，海藻加工品，しょう油，つくだ煮及び煮豆にあってはその１kgにつき0.50ｇ以上，魚肉ねり製品，シロップ，酢，清涼飲料水，ソース，乳飲料，乳酸菌飲料及び氷菓にあってはその１kgにつき0.30ｇ（５倍以上に希釈して飲用に供する清涼飲料水及び乳酸菌飲料の原料に供する乳酸菌飲料又ははっ酵乳にあっては1.5ｇ，３倍以上に希釈して使用する酢にあっては0.90ｇ）以上，アイスクリーム類，あん類，ジャム，漬物（かす漬，こうじ漬，しょう油漬，酢漬，たくあん漬又はみそ漬を除く。），はっ酵乳（乳酸菌飲料の原料に供するはっ酵乳を除く。），フラワーペースト類及びみそにあってはその１kgにつき0.20ｇ以上，菓子にあってはその１kgにつき0.10ｇ以上，これらの食品以外の食品及び魚介加工品の缶詰又は瓶詰にあってはその１kgにつき0.20ｇ以上残存しないように使用しなければならない。また，サッカリンナトリウムと併用する場合にあっては，それぞれの残存量の和がサッカリンナトリウムとしての基準値以上であってはならない。ただし，特別用途表示の許可又は承認を受けた場合は，この限りでない。

第２のＦのサッカリンカルシウムの目中「使用しなければならない」の下に「。また，サッカリンカルシウムと併用する場合にあっては，それぞれの残存量の和がサッカリンナトリウムとしての基準値以上であってはならない」を加える。

第２のＦのｄ－α－トコフェロール酢酸エステルの目の次に次の１目を加える。

トリメチルアミン

トリメチルアミンは，着香の目的以外に使用してはならない。

第２のＦの２－メチルブチルアルデヒドの目の次に次の１目を加える。

trans－２－メチル－２－ブテナール

trans－２－メチル－２－ブテナールは，着香の目的以外に使用してはならない。

第３のＢの６のジブチルスズ化合物の目の次に次の１目を加える。

２－メルカプトイミダゾリン

試験溶液及び２－メルカプトイミダゾリン標準溶液をそれぞれ５μlずつ用いて，次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行うとき，試験溶液の液体クロマトグラム上に，２－メルカプトイミダゾリンのピークを認めてはならない。

操作条件

カラム充てん剤　オクタデシルシリル化シリカゲルを用いる。

カラム管　内径4.6㎜，長さ150㎜のステンレス管を用いる。

カラム温度　40℃

検出器　紫外部吸光検出器を用い，波長238nmで操作する。

移動相　メタノール及び水の混液（１：９）を用いる。２－メルカプトイミダゾリンが約２分で流出する流速に調節する。

第３のＣの１の２，６－ジクロロキノンクロロイミドの目の次に次の１目を加える。

１，２－ジクロロベンゼン　$C_6H_4Cl_2$　本品は１，２－ジクロロベンゼン98%以上を含む。

第３のＣの１のトリブチルアミンの目の次に次の１目を加える。

トリメチルベンゼン　C_9H_{12}　本品は１，３，５－トリメチルベンゼン97%以上を含む。

第３のＣの２の４％酢酸の目の次に次の１目を加える。

５mol／l 酢酸アンモニウム試液　酢酸アンモニウム38.5ｇを水に溶かして100mlとする。

１mol／l 酢酸アンモニウム試液　酢酸アンモニウム77ｇを水に溶かして1,000mlとする。